

法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを 可能とするための具体的な改善方策について（案）

文部科学省において、これまで平成26年3月31日に中教審法科大学院特別委員会でまとめられた「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」の中で直ちに取り組むこととされていた法学未修者の教育の充実について、その具体化に向けて検討を進めてきた結果、現行制度の運用の変更・見直しを行うこととし、概ね以下の内容について、各法科大学院及び認証評価機関に明示し、その周知徹底を通じて法学未修者教育の改善・充実を図ることとする。

具体的に、各法科大学院に対し、学生の自学自習の確保など学生に対する過度な負担とならぬよう配慮しつつ、下記1～3の事項に関する取組を促すとともに、認証評価機関に対しても、これらの取組を行う法科大学院に対する認証評価が適切に行われるよう対応を促すこととする。

1. 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いについて

法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数は、文部科学省通知において、従来「1年次に限り6単位」に限る旨示していたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点から、「1年次から2年次にわたり10単位程度」に改める旨明示することとする。（別紙1参照）

2. 年間登録単位数の上限について

法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、文部科学省告示において、1年間につき36単位が標準とされているが、上記1の取組を円滑に進める観点から、その標準の範囲に関し、概ねその2割程度（8単位程度）までの単位数の増加が認められる旨明示することとする。（別紙1参照）

3. 実務経験等を有する者の展開・先端科目の取扱いについて

入学時に既に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの

実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、それに相当する展開・先端科目（知的財産法や租税法等）に代わり、法律基本科目を履修することも適切であると考えられることを明示することとする。

ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、概ね2～4単位を目途とすることが適切である旨併せて明示することとする。（別紙2参照）

4. 認証評価機関における評価基準の取扱いについて

認証評価機関においては、各法科大学院が上記1～3などの取組を行った結果、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価することが必要である旨明示することとする。（別紙3参照）

省令等における規定の抜粋（参考資料）

◆「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

◆「専門職大学院設置基準第五条第一項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項」（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

◆「専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成22年3月12日）

留意事項

一 法学既修者に関する修得したものとみなすことができる単位数について
法科大学院におかれては、第25条第1項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなすことのできる単位数は、平成21年4月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において増加可能と提言された、法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない運用とされたいこと。

中央教育審議会における報告書等の抜粋（参考資料）

◆「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」

（平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。

◆「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」

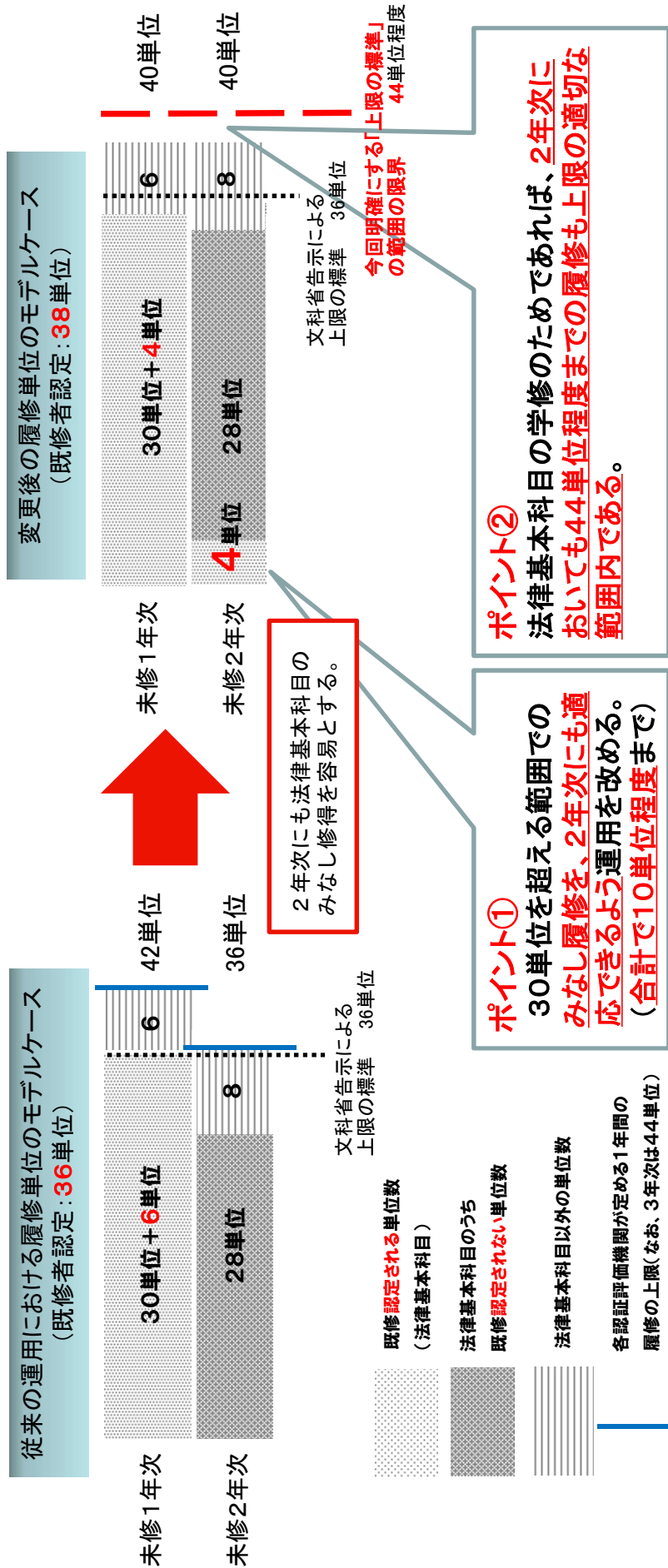
（平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ）

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。

法学未修者教育における法律基本科目の配当年次の見直し等の促進

法学未修者教育の充実に向けて、各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。



- 【留意点】**
- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
 - 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切かどうかを評価すること。

展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目（※）に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実としては妥当であると考えられる。

(例) 税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メディエーション演習 エクスマンシップ 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法社会学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	裁判外紛争処理 家族法特殊講義 労働法 労働法演習 労使紛争と法 医事法 医療と法 雇用差別と法 高齢者と法 子供と法 ジェンダーと法 外国人と法 社会保険法 社会保障法 社会福祉法 不動産法 刑事政策 犯罪学 少年法 自治体紛争法 国際人権法 国際経済法 行政紛争特別講義
必修60単位 + 選択必修4単位 4単位増 必修60単位 + 選択必修8単位	必修6単位 + 選択必修4単位	選択必修22単位 4単位減 選択必修18単位	実務基礎科目群 基礎法学・外国法科目群 展開・先端科目群

現在の修了要件単位数

法律基本科目群 必修60単位 + 実務基礎科目群 必修6単位 + 展開・先端科目群 必修6単位

選択必修4単位 + 選択必修4単位 + 選択必修22単位 = 30単位

計100単位以上

→

展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

法律基本科目群 必修60単位 + 実務基礎科目群 必修6単位 + 展開・先端科目群 必修6単位

選択必修4単位 + 選択必修4単位 + 選択必修8単位 + 選択必修4単位 + 選択必修18単位 = 30単位

計100単位以上

展開・先端科目に代えて法律基本科目を多く卒業要件単位数に認める

(※) 上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。

認定評価基準の抜粋（又は要約）		日弁連法務研究財団	
評価の対象	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日弁連法務研究財団
1年間の標準的な履修単位の上限について	<p>法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。</p> <p>（解釈指針のポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限を超える設定がされている場合には、理由が合理的なものである必要がある。 ・ 最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増やさせることができる。 	<p>学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか。</p> <p>【留意事項のポイント】</p> <p>以下各年次の単位数の留意点。</p> <p>1年次：法律基本科目6単位を加えた42単位まで。</p> <p>2年次：法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合に、それらを最大6単位まで加え、42単位まで加え、44単位まで。</p> <p>3年次：44単位まで。</p>	<p>履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。</p> <p>（注と解説のポイント）</p> <p>1年次：法律基本科目6単位を加えた42単位まで。</p> <p>2年次：法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合に、それらを最大6単位まで加え、42単位まで加え、44単位まで。</p> <p>3年次：44単位まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準を上回る履修登録を認める場合には、特段の合理的理由が求められる。履修登録上限を年間36単位以下とする趣旨が没却されていないかが問われる。
各科目群ごとの履修のバランスについて	<p>展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。</p>	<p>学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了要件総単位数のうち、法律基本科目の単位数の比率は、およそ60%程度とし、70%を上回らないものとする。 ・ 修了要件総単位数のうち、法律実務基礎科目の単位数の比率は、少なくともおよそ10%開設されているか。 ・ 修了要件総単位数のうち、基礎法学・隣接科目の単位数の比率及び展開・先端科目の単位数の比率が、上記の法律基本科目の単位数との関係で、比率が極端に低く、偏りが生じていないか。 	<p>授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。</p> <p>（注）</p> <p>「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目の組み合わせや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。</p>